

水ト警察署ヲ當分京橋區明石町一番地ニ設置ス
右告示候事

明治十六年三月十日

警視總監樺山資紀

○東京鐵道ヨリ陸軍省ヘ伺并ニ指令
鐵道所軍法會議未尾ノ紀綱(調問辨論)及裁判宣告ノ節
ニ限リ自今軍人軍屬ニ限リ傍聽被差許候旨本月三日達乙
第六十六號ヲ以テ御達相成候處其傍聽席ノ儀ハ別ニ據ル
ヘキ規則無之ニ付差向在ノ通相定度此段幸急相伺候也
地方裁判所ニ在テハ動察判任官ノ別ナク一級傍聽人ト雜
居致シ居リ候哉ノ趣ニ候得共軍人ニ在テハ平素上下ノ秩
序ヲ明カニシ一級ノ差ト雖モ犯サシメテ以テ軍紀風憲ヲ
維持候者ナレハ尋常官吏トハ自ラ其性質ヲ異ニシ檢束ノ
條規等モ一層嚴酷ニ有之其陸軍刑法ノ設ケアルモ畢竟之
カ爲メ可有之然ルニ假令一個人ノ資格ヲ以テ傍聽スル
者ニハ候トモ上ハ將校ヨリ下ハ卒ニ至ルマテ一所ニ雜居
候テハ甚ク軍隊ヲ廢明ニスルノ慮ニ悖リ不都合ノ至リ
付傍聽席中將官ト上長官士官ト下卒ト其席ヲ區畫シ將
官及上長官士官席ニハ椅子備置度○鐵道司令官及其他ノ
將官軍法會議ヲ監視スルルハ隨行ノ諸官共別ニ其席ヲ議
長ノ背後又ハ側方ニ設ケ度(逐々本文ノ如ク傍聽席ニ區
別ヲ立候トモ陸軍治罪法草案第八十一條ノ趣ハ勿論違
守致等ニ候此段申候也)
(指令) 伺之通

叙任賞勳

○三月十日分
特旨ヲ以テ特進候事
叙從四位
從五位 毛利 元善
從五位 毛利 元德

時事新報

天外 迂史

國立銀行ノ貸付法ヲ論ス
我國國立銀行百五十有餘ノ多キ中ニ就テ昨年二銀行ノ閉
店ヲ見タリ今年又二三ノ將ニ閉店セントスルモノアルナ
開ク我輩ハ一ハ其銀行ノ爲メ不幸ヲ悲ミ一ハ國家ノ爲メ
後車ノ戒ムベキ實例ヲ得タルヲ喜ビ合テ今日不正危險ナ
ル銀行ノ閉店ニ閉店モナクテ希望スルモノアルナリ
我輩ハ未ダ昨年ノ閉店ハ其銀行ノ如何ナル不正ニ原因シ
タルヤヲ詳カニセズト雖モ蓋大概子信用貸付等ニ因ル
コトナリ我輩ハ實ニ今日此原因ヲ探究スルノ好時
機トナスナリ言フ迄モテキコトナガラ元來銀行ナル者ハ製
造者アリテ物品ヲ製造シ(若クハ外品輸入商アリテ物品
ヲ輸入シ)之ヲ問屋ニ賣リ問屋ハ之ヲ仲買ニ賣リ仲買ハ
之ヲ小賣商ニ賣リ小賣商ハ之ヲ消費者ニ賣ル其間日內ト
スル所ハ消費者ノ囊中ニ在レト初メ其物品ヲ製造スルコ
ト消費者ノ手ニ移ツル迄ニハ凡ソ五六ヶ月ヲ要スルヲ以
テ(圖リ一概ニ言フベカラザレド)此間製造者并ニ各商
人共賣却ノ代金ヲ受取ルヲ得ザルルハ製造者ハ更ニ物品
ヲ製造スルコト能ハズ、問屋ハ更ニ物品ヲ仕入ルコト能ハズ、
各商者其業ヲ中止セザルベカラザル故ニ歐米ニ於テハ
製造者ハ物品ヲ問屋ニ賣渡シタルト例ヘバ六ヶ月期限ノ
間屋ニ宛タル手形ヲ提出シ之ヲ銀行ニ持参シ割引ヲ請

ヒ以テ前借ヲナスナリ其他問屋ヨリ仲買ヘ、仲買ヨリ小
賣商ヘ賣渡シタルモノモ亦同ク買主ヘ宛タル手形ヲ作り以
テ銀行ノ割引ヲ請フ而シテ終ニ小賣商ヨリ消費者ヘ賣渡
シ代金ヲ受取リタルモノハ之ヲ以テ銀行ヨリ取付タル仲買
商ノ手形ヲ仕拂ヒ事全ク終ル(確實ナル銀行コトハ其割
引スル手形ハ仲買ヘ宛タル迄ニ止メ小賣商又ハ消費者ヘ
宛タル手形等ハ割引セザルヲ以テ規則トスルモノアリト
云フ)斯クテ製造者并各商人ハ間斷ナク其業ヲ營ムコト
得ベク又銀行モ活潑ニ其資本ヲ運轉シテ確實ナル利益ヲ
生スルヲ得ベク茲ニ初メ貿易ヲ媒介スルノ實効ヲ奏スル
ヲ得ルナリ乃チ銀行ノ物品已ニ成リ賣買已ニ約シタルノ
後コアリテ初メ其用ヲ見ルベキモノナリト知ルベシ固ヨ
リ銀行ノ業務進引ノモ止マラズ其應預リ金等ノ如キ
有益ナル事業モ少カラズ而カモ割引ノ盛ナルコト及テハ亦
隨テ之ニ伴フノ弊ナキニ非ラザレド先ツ銀行ノ業務ニ
最モ國家ヲ益シ且最モ確實ナル利潤ヲ得ベキモノ實ニ此
割引ノ業コアリト云ハザルヲ得ズ而シテ其他ノ業務ノ如キ
ハ唯此業アリテ初メ十分ニ其効アルベキモノカ否ナザレ
ハ必ズシモ銀行コト於テ之ヲ營ムヲ要セザルモノナレバ固
ヨリ銀行ノ本業ニ非ラザルモノナラズ或ハ盛ニ之ヲ行フ
トハ大ニ國家ニ災スベキモノ測リ知ルベカラザルナリ
抑モ我國ニ國立銀行ノ初メ興リタルハ世人モ己ニ知ル如
ク軍政府上ノ原因ヨリ政府之ヲ提議シタルモノコトナ
固ヨリ當時我國ノ貿易額ノ如キ大資本ヲ以テ活潑ニ而カモ
確實ニ之ヲ運用シ得ベキニ非ズ殊ニ當時身、銀行ノ業務
ニ當ルベキ者ト雖モ決シテ此業ニ熟練シタルモノ非ラザル
コト一朝政府ノ率先シテ銀行ノ設立ヲ許シ利益ノ誘フ所
各地ノ士族忽チ之ニ趨キ終ニ今日ノ如ク百五十有餘ノ多
キヲ見ルニ至レルナリ蓋シ斯クノ如ク未熟不練ノ輩ガ莫
大ナル資本ヲ有シテ而カモ確實ニ之ヲ運轉スベカラザル
ノ危地ニ臨ミ利ヘ引續キタル紙幣下落ノ爲メ利息頻ニ騰
貴シ株主ノ配當金ノ多キヲ求ムル日ニ切ナルヲ以テ如何
ニ政府ノ條例嚴密ナルモ又銀行局ノ注意行届カル、モ銀
行役員ハ只管決算上ノ多利ヲ示サント欲シ一日モ有金ノ
其手ニ多カラントテ恐レ續ヒ必窮ニ營業ノ確實ヲ期スル
モノニテモ抵當サヘアレバ貸付ハ確實ナルモノト必得殆
ド貸先ノ身分職業ヲ擇マテ地所ニテモ家屋ニテモ之ヲ抵
當ニ取リテ溢リニ金ヲ貸付クルニ至レリ何ツ銀行ノ本旨
ニ違フノ甚キヤ又一方テ願シレバ所謂投機商ハ此時ヲ
幸トシテ漸次其手ヲ擴メ或ハ會テ此等ノ業ニ不案内ナル
者モ此流行ニ誘ハレテ新タニ手ヲ出スニ至リテラ遂ニ
銀行者即チ投機商ナリトノ奇觀ヲ呈シ内外相連累シテ信
用貸付ノ事トスルモノアリ左ナキモノ物價乱高下ノ爲

ニ各商正當ナル賣買ヲ行ハズ、
ノ傾キアルニ況シテ右ノ如キ業ヲ行ハズ、
ナレバ商業上ノ道德頓ニ墮ル、
ルハ固ヨリ數種ノ原因アルニモ、
最モ與テカアリト云ハザルヲ得ズ、
開クニ最初ノ貸付多クハ滯留トナリ、
以テ巧ミニ之ヲ毀フモ其實ハ到底、
半テ占メ又確實ト思ヒ居タル地所、
等物ニシテ之ヲ賣ラントスルモ、
アリトカヤ氣ノ毒ト云フモ亦、
○全國銀行ノ總貸付高及ヒ返却金、
讀者一層ノ明了ヲ加フベシト雖、
右ノ如ク我國一般ノ銀行中、
資本ヲ減損セザルモノモ固ヨリ、
ノコアラザレバ會テ大ニ我國ノ、
見ザルガ上ニ多クハ是レ不正不、
其時額ニ稱ハザルモノニ過ギズ、
解セザルル俄然莫大ナル資本、
起ラザル貸借ヲ助ケタルノ致、
タル真正ノ商人ハ爲メ大ナル、
營業上最モ忌ムベキ投機商之、
ナル利益ヲ説カント欲セバ又、
ト雖モ而カモ此利益ハ則チ儼、
ナリトシテ足ラザルベシト雖、
國銀行貸付ノ仕組ヲ改良スル、
ニ銀行條例ヲ按ズルニ我國ノ、
抵當物ハ地所家屋ヲ初メ如何、
ラズ唯地所家屋ノミハ流込ノ日、
スルヲ要スルガ如ク元來地所、
ノ限メ測ル可ラザル原因ヨリ、
部分ヲ失フコトアルノコトナ、
ニ之ヲ賣却スルヲ得ズ繼ヒ之、
キテ保スベカラズ其他地金、

ノ立タザル等數種ノ故障アリテ銀行ノ取扱ニ不適當ナル者ナレバ之ヲ抵當ニ取ルル銀行ノ爲メ甚宜シカラザルガ如シ(我國ノ銀行ニ滯貸ノ多キモ畢竟此不適當ヲ抵當ニ取ルニ因ル)且其實ノ商賣ノモ不適當スルモノハ固ヨリ地所家屋等迄抵當ニ入レテ借入金ヲ爲ノ場合ナク獨リ之ヲナスモノハ不正ノ業ヲ營フノ屬浮沈昇降スルモノナレバ我政府ハ斷然今後銀行貸付抵當物ノ種類ヲ限リ夫ノ日本銀行ト同様地所家屋ハ一切之ヲ許サハルコト改正シ在來ノ分モ若干月間ヲ限リ之ヲ整理セシメバ幾分カ今後ノ弊害ヲ豫防シテ我國ノ銀行ヲ真正ノ方向ニ誘フノ道ニ庶幾カラシカ成ハ一時爲メ大ナル不便ヲ感スルモノモアラント雖也是等ハ皆從前ノ仕組ニ依リ便利ヲ受ケ來リタルモノニシテ即チ投機商等ノ如キ真正ノ銀行ニ毫モ縁ナキモノナレバ固ヨリ敢テ之ヲ顧ミルニ足ラザルナリ今ヤ己ニ爲換手形約束手形條例ノ發行アリテ將ニ此両手形ノ通用漸ク廣ク、割引ノ業稍盛ナラトスルノ時ナレバ右ノ如キ改正ヲナスモ銀行資本ノ運用上別ニ大ナル差支モナカルベク今ニ當テ此改正ヲナサ、レバ右両手形ノ運用モ益々其期ヲ遲クスルヤモ計リ知ルベカラズ若又此改正ノ爲メ銀行ハ其資本ヲ運用スルニ苦ムガ如キヲアレバ其時コソ資本ヲ減額スルモ可ナリ實ハ我輩ハ我國銀行ノ資本ヲ現行ノ我貿易商賣ニ割合シテ寧ろ多キニ過グルノ觀ヲナスモノナレバナリ

雜報

○御親覽の新聞紙 從來宮内省調度課にて御買上げの相成る諸新聞紙の毎朝掛り官より御手許へ奉呈し夫より 聖上より親しく御閱覽在らせらるゝ事あるガ右諸新聞紙到着の際限りは披見等致し爲めホモ或ハ損支所等有之て不相濟儀は付自今其主任官員ハ於テ精々注意致べく旨此程同課長より夫々(内閣)ありし由

○遊遊苑 皇后宮内の一昨十日午後一時より御内苑の寒香亭へ成らせられ梅林の梅花を御詠ありて和歌を遊ばされ寶傳頃還啓在らせられたり

○大山陸軍卿 過日西郷農商務卿と共に野州鹽原の

温泉へ赴かきたる同卿の去る九日歸京せられたり

○省務代理 前號小川村海軍卿より一昨日保養の爲め熱海温泉に赴かるゝ由を記せしが都合依り一日を延し一昨日の各局長并に各所長を海軍省に召集して其旨を傳へ昨日出發せられたるにより同卿不在中は大出陸軍卿へ省務代理を命せられたり

○祭料 故高知縣令從五位伊集院兼善君も多年奉職格別勉勵されしを以て祭料金七百圓を一昨日太政官より賜はりたり

○元老院 同院にてハ此頃刑法改正草案の會議中の由あるが昨午時としては點燈頃迄居残るゝことあると云ふ

○布告 清韓兩國へ居留せる我國人の取締規則の近々發布さるゝ由去月廿三日の紙上ハ記載せしか一昨日太政官第九號を以て右取締規則を布告せられたり其布告文は本日の官令欄内に在り

○徵兵令改正 太政官軍事部於ては今度徵兵令を改正せらるゝよしにて此程中より部長山口參事院議官を始め秋田、高田、田口、馬場は諸議官補の方々より開會中ありしが猶一昨日も午後迄右の方々の會議を開かれ同日も略議決せられし哉と聞く

○釜石鑛坑廢業 陸中國閉伊郡釜石鑛山の鑛坑無盡藏あり之を採りて文明國に要は諸鑛器を製せむ日本富強足るを以て待つべしとの評判にて我政府にても大之の注意を注かれ外國より専門の鑛山技術師を聘し來りて十分實地を測量し上無比の良山と定まりたるを以て大々其採掘着手せられ鑛鑛爐を据付け鑛道を敷き近傍の燃料を供すべき石炭ありを以て木炭を使用すると決し一年は薪料を得べしと森林都合十五區を近傍を作り毎年一區づつを伐採して十五年の一週に循環無窮の傳ふべき豫算ありし然るも何等の違算ありしにや一昨十四年の頃突然木炭の不足を告げ該鑛山分府内ハ山積の鑛石を備へながら止むを得ず一旦火を消し再び鑛鑛爐を冷却せしめたり此時までは唯燃料供給の議論のみ喧しくし鑛脈の良否等の全く世人の注意を漏れたるもれ、如くありしが其後種々實測を依り此釜石鑛山の鑛脈は連脈ありとせして点を各所に散在したる斷脈あるを發見し世人の失望當局者の狼狽一方ならず若し鑛脈連續したるものあれば一坑を穿ちて一度通路の開きたる以上は鑛脈の續く限り此坑より鑛石を掘出し得べけれども斷脈とありては一區一坑を要して得失固より相償ふ可らず依て残念極まらざる遂に廣坑と決し去月十八日工部省より釜石鑛山分府より其

局自今閉止候との違ひりしを以て詰合の吏員の早速取片付に着手したれども來る五月からは全く引拂ふよとは六ヶ敷かるへしと云へり目下該局詰合の人々の吏員人夫等を合計すると凡て三千餘名あるよし此等の人々の進退を引拂ひれば後更不又他の職業ヲ轉ずることあるんが爰ハ一つの難業は是迄掘掘めたる鑛石の未だ製し上げざるもれ夥しく堆積しありて該局全二箇年の仕事十分ある分量あるを然るに此鑛石を併儘として閉局するとは合點行か引拂早ふていあらばやと訝りし小全く左不わらず此鑛石を二年間不製鑛するの費用は同量の鑛を英國より購入するもれば比して凡三四十万圓の損毛を見るべし計算あり依て損毛の上塗りせんより掘出したる鑛石を其儘おして閉局するまで、決したるありと又是迄釜石鑛山の起業費に費したる總金額ハ三百萬圓内外ありと云ふ

○扶桑艦 同艦の來る廿三日頃に横須賀を解纜し鹿兒島へ赴きろれよ九州を一周して歸航する等おて艦隊司令官も乘組るゝと云ふ同艦ハ本月初旬小解纜すへき都合ありしお據て此艦へ付らるゝ爲に歐洲へ注文せられたる電氣燈の此程到着しるお付右を据付けし上にて振鏽すると決し過日中より晝夜を兼て取急き器械の据付け從事せられし既全く出来し去六日の夜始て點火されり尤も未だ不充分なる箇所あるに付尙少しく改正せらるゝよしをるが不日成功お至るへしとの電氣燈の英國(シー)メンズ)製のものにて其光線の注射する所暗夜にても凡そ一里以内判然分明に見分るよしを待へ(兎程)ありと云ふ

○電氣燈比較 電氣燈は現時英國の(シー)メンズ)佛國の(グラム)米國の(ブランチ)なる三種の器械專小行のるゝよしにて今度海軍省にては其優劣を試むる爲め三種とも買入れたる由因て金剛艦へも不日小据へ付らるゝ等にて其据付けの地位は既に定りたる趣其他三等以上の軍艦への孰れも退々据付けらるゝと云ふ之を軍艦へ備へらるゝ時の暗夜從泊中敵の水雷船を擊せざるゝ恐らく又敵の船艦若くは堡壘等れば位置を諦視するの便を得へく又夜中港港の出入等に尤も便利するへく故に艦船のミからす砲臺等へ備へ付らるゝも亦極めて必要あるへしと思はる(右二件)兵事新聞

○海軍彙報 水雷船の轟きお先つ一機を擧遣せられ其後他の三機も組立お着手せられり頃日三機共お全く竣工したりと云ふ海門艦の來る六月頃全く出来

上り乗組人及び造船所成りしや

○軍馬拂下 三頭を右の

○教團開生 早滿員せし

○方面監督 督の職務を

○明細地圖 下一般の

○東政府 案は郡區

○大坂相 一一同府

○海軍彙報 署長は同

留り本署ともみられ